

事業主の皆さまへ

事業所調査資料の電子申請による提出について

全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査においてご提出いただく帳簿等（調査資料）について、オンライン（電子申請）による提出(*1)が可能です。ご利用にあたっては、以下の条件や手順等にご留意ください。

(*1)オンラインによる提出はe-Govの電子申請サービスを利用いただきます。

e-Govとは、各府省がインターネットを通じて提供する行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトであり、常時（24時間/365日）利用可能です。

1. 利用条件

電子申請により調査資料を提出いただく場合は、インターネット接続環境の用意に加え、e-Govへログインするアカウントと電子証明書が必要です。

利用システム	ログインするアカウント	必要な証明書
e-Gov	e-Govアカウント	電子証明書
	GビズIDアカウント	(不要)
	Microsoftアカウント	電子証明書

注) e-Govから電子申請を初めて利用する場合は、アカウントの準備、ブラウザの設定及びe-Gov電子申請アプリケーションのインストールが必要です。

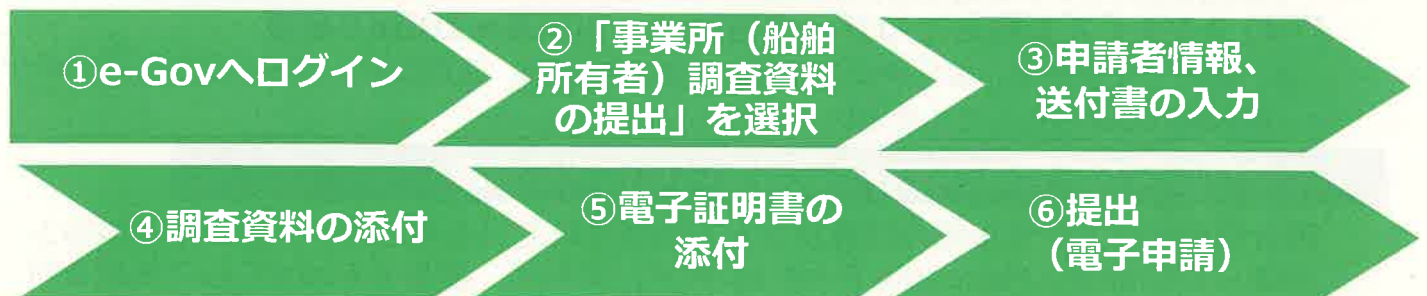
詳細は、e-Govホームページの電子申請トップページ(*2)「利用準備」をご参照ください。

(*2) <https://shinsei.e-gov.go.jp>

2. 作業手順

電子申請により調査資料を提出いただく場合は、以下の手順（①～⑥）にそって行ってください。

注) 操作の詳細は、e-Govホームページの電子申請トップページ「ヘルプ」をご参照ください。



注) 上記「④調査資料の添付」にあたっては、あらかじめ調査資料をPDF化していただく必要がありますので、後述「3. ファイル作成」を参照してください。

注) ご提出いただいた調査資料の確認後、日本年金機構より調査結果通知書等をe-Gov宛てに送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。



日本年金機構
Japan Pension Service

3. ファイル作成

(1) データ容量の制約

電子申請により調査資料を提出いただくにあたり、データ容量に以下の2種類の制約がありますので、制約の範囲内でファイルの作成や申請を行ってください。

制約の種類	データ容量の制約
1ファイルあたり	50MB以下であること
1申請あたり	99MB以下であること

【補足①】

1ファイルあたりの制約とは、添付資料（ファイル）単位のデータ容量です。賃金台帳等をデータ化する際は、1ファイルあたりのデータ容量が50MB以下となるよう作成してください。

【補足②】

1申請あたりの制約とは、申請時のデータ容量の制約です。申請の際は、複数のファイルを添付することができますが、1申請あたりのデータ容量が99MB以下となるようにしてください。

【補足③】

1申請あたりのデータ容量が99MBを超える場合は、電子申請が行えませんので、複数回に分けて申請してください。この場合、1申請あたり99MB以下にし、申請を分割したことがわかるよう「事業所（船舶所有者）調査資料の提出 電子申請用送付書」の「④備考」欄に以下(*3)を記載のうえ、申請してください。

(*3)「④備考」欄への記載（申請を2分割した場合）

分割申請の1件目に「分割申請 1/2」、2件目に「分割申請 2/2」と記載してください。

(2) ファイル作成時（PDFファイル化）の留意事項

賃金台帳等の資料をデータ化する場合は、「PDF」を選択してください。（CSV形式や表計算ソフト（エクセル）形式では提出できません。）

PDF化完了後、文字が読み取れるか、資料の一部が切れていないか、データ内容を確認してください。

① スキャナでPDF化する場合

紙資料をスキャナでPDF化する場合は以下の設定でデータ化を行ってください。

- カラーモードは「白黒」
- 解像度は「200dpi」(*4)

（ご利用のスキャナの解像度に200dpiがないときは200dpi以上の近接値を設定）

(*4) A4サイズ1枚あたりデータ容量は、30KB～200KB程度

注) 資料の文字が薄い場合や文字が細かい場合などは、適宜設定を行っていただき文字が読み取れるようにしてください。

② エクセル等で管理されている資料をPDF化する場合

賃金台帳等がエクセル等の計算ソフトで管理されている場合は、アプリケーションの機能（印刷機能（Microsoft Print to PDF）の利用、拡張子を.pdfにして名前を付けて保存など）を利用してPDF化を行ってください。

③ 労務管理ソフトで管理している資料をPDF化する場合

労務管理ソフトをご利用の場合は、PDF化する機能が装備されているかご確認いただいたうえで、製品仕様にそってご利用ください。

